

# 評論 2006年の北海道経済

## 1月 ○ 改正独占禁止法の施行

山田 玲良

2006年1月、改正独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律）が施行された。1947年に制定された独占禁止法は、排除措置命令や課徴金などの手段を通じて、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法を取り締まる法律である。今回の改正によって、①課徴金算定率の引上げ、②課徴金の適用対象範囲の明確化・拡大、③課徴金減免制度の導入、④犯則調査権限の導入、⑤罰則規定の改正、⑥審判手続等の改正などが行われた。

改正独占禁止法の施行後、全国では、談合事件の摘発が相次いだ。2006年4月には自治体などが発注する汚泥・し尿処理施設の入札における談合容疑で、大手プラントメーカー6社が住宅捜査を受けた。また、5月には愛知県瀬戸市発注の下水道工事の入札で、10月には和歌山県発注のトンネル・下水道工事の入札で、11月には宮崎県発注の橋梁設計業務の入札で、それぞれ談合が発覚した。北海道でも深川市発注の小学校校舎の改築工事をめぐって、2006年11月から12月にかけて、前市長などが逮捕・起訴された。

談合事件の摘発が相次いだ理由として挙げられるのが、改正独占禁止法において導入された課徴金減免制度である。この制度では、摘発前に「自首」して出た談合参加企業は、自首の早かった順に3社まで課徴金を減免される。減免率も申し出順に100%、50%、30%となり、早いほど高くなるように設定されている。このため、談合に関与した企業が課徴金を逃れたい一心で

われ先に名乗り出たため、捜査が一気に進展した事例が多いという。

これを「囚人のジレンマ」の発現とみる考え方がある。『北海道新聞』は2007年2月11日付朝刊の第1面に「〈卓上四季〉囚人のジレンマ」と題するコラムを掲載し、談合に関する捜査協力の動機付けの構造をつぎのような話に例えている。

- ・共犯の二人が別々に取調べを受ける。
- ・それぞれ、捜査に協力して自白すれば刑を軽くすると持ちかけられる。
- ・証拠は十分ではなく、二人が黙秘すれば懲役一年で済む。
- ・片方だけが犯行を自白すると、自白したほうは無罪放免になり、否認を通したほうは懲役十年の厳罰を受ける。
- ・両者が自白すれば、反省と見なして、懲役五年になる。

この場合、相手が黙秘しようと、自白しようと、自分にとって有利なのは自白である。したがって、それぞれ自白を選択し、ともに懲役五年の刑に服することになる。お互いに相談することができれば、示し合わせて黙秘し、ともに懲役一年で済ませる余地も出てくるが、別々に囚われて取り調べられるため、そうは行かないというのが、囚人のジレンマである。

この例えには、留意すべき点がいくつかある。一つは、囚人のジレンマでは、関係者はすでに囚われ、相互に連絡を取り合えない状況におかれているのに対し、課徴金減免制度では、談合参加企業同士、連絡を取り合えるということで

## 評論 2006年の北海道経済

ある。もう一つは、談合参加企業にとって、もし協調して談合を表沙汰にしなければ、そのメリットは課徴金を逃れるという一時のことなどまらず、将来にわたって談合を続けることで得る長期的な利益もあるということである。

最初の点については、たとえコミュニケーションがとれて、黙秘を示し合わせたとしても、約束をやぶったときの懲罰（談合外し）などによって黙秘の有利性が担保されていなければ、相手を出し抜く誘惑を抑えることは難しい。逆に、黙秘が十分有利であれば、談合参加企業間の協調が維持される可能性が大きい。したがって、問題は二番目の点に集約される。談合の維持がもたらす長期的な利益への期待はどうなっているのだろうか。

ここで注目されるのが公共投資の推移であ

る。日本経済は近年好転し、2003年度からはわずかながらもプラス成長を続けている（名目ベース、以下同様）。これに対し、公的部門の総固定資本形成は現在も縮小を続けている。なかでも、建設投資の減少幅が大きい。この結果、2005年度の公的部門の総固定資本形成は2000年度の水準の69.8%にとどまっており、建設投資に限っては、2000年度比66.4%となる。

道内においても同様の傾向が、しかもより強く、観察される。道内民間の総固定資本形成は2005年度に底を打ったとみられるが、道内公的部門の総固定資本形成は2005年度においても、対前年度6.3%減と、大幅に縮小している。2005年度の道内公的部門の総固定資本形成は2000年度の水準の6割強に過ぎない。

表 公共投資の減少（名目）  
(対前年度増減率：%)

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
国 内 総 生 産	1.2	▲2.1	▲0.7	1.0	0.5	1.9
国 内 総 固 定 資 本 形 成	0.2	▲6.1	▲5.2	0.1	0.3	4.4
民 間	3.8	▲5.8	▲4.7	3.5	4.0	5.7
公 的	▲8.4	▲6.8	▲6.6	▲9.3	▲11.4	▲0.1
建 設 投 資 額	▲3.4	▲7.4	▲7.3	▲5.5	▲2.2	1.8
民 間	▲0.9	▲8.7	▲6.6	▲2.2	5.9	4.9
公 的	▲6.2	▲5.9	▲8.1	▲9.4	▲12.6	▲3.1
道 内 総 固 定 資 本 形 成	▲4.9	▲4.2	▲5.8	▲7.9	▲9.6	▲2.4
民 間	0.6	▲1.7	▲5.3	▲3.3	▲7.5	0.5
公 的	▲10.1	▲6.8	▲6.5	▲13.3	▲12.2	▲6.3

(資料) 社団法人日本土木工業協会『建設業ハンドブック2006』、北海道開発局「平成17年度道内総固定資本形成の調査結果(速報)について」(2006年12月)により作成。

こうした公共投資の縮小傾向こそ、談合システムが崩れかけている根本的な原因であると考えられる。公共事業の需要をあてに拡大してきた土木・建設市場は、急激な需要減退によって過剰参入状態に陥り、大きな競争圧力が生じていた。談合を続けても先行きの暗い見通しが定着してきたところに、談合との決別を促す改正

独占禁止法が施行されて、生き残りをかけた競争への引き金が引かれた。そのことが端的に表れたのが、課徴金減免をあてこんだ情報提供による、談合摘発の続出であろう。

北海道は公共事業への依存度が高く、2002年度の道内総生産に占める建設業の比重は約10%で、全国平均の6.2%を大きく上回る。この

**評論 2006 年の北海道経済**

ため公共投資縮減の痛みは他の地域より深刻だが、改正独占禁止法は例外なく、道内の土木・建設業界にも大きな影響を及ぼしつつある。北海道開発局は低価格で落札された発注工事について、工事が適正に行えるかを確認する低価格調査を実施しているが、2006 年の対象件数は 8 月末現在、前年の倍の 28 件に上っている。低価格の度合いも大きく、2003～2005 年の平均落札率は予定価格の 95% 前後だったのが、2006 年に入って、室蘭の追直漁港橋工事 50.6%、国道音

更町橋工事 52.9% など、極端に低い価格での落札もみられるようになった。パイの縮小と競争を促す外圧によって、道内土木・建設業界も大きな転換を迫られているといえる。

〈参考文献〉

『朝日新聞』、『北海道新聞』、(社)日本土木工業協会資料、北海道開発局資料。